# 高齢者の虐待防止研修

令和6年10月30日(水) LLT介護サービスセンター ケアマネージャー 下ノ村健司

#### 令和6年度義務化「高齢者虐待防止に関する 取り組み」

事業者は、虐待の発生又は再発を防止するため、「虐待の未然防止」、「虐待等の早期発見」、「虐待等への迅速かつ適切な対応」の観点を踏まえ、次の措置を講じる必要があります。

- 虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催
- 従業者への委員会結果の周知
- 虐待の防止のための指針の整備
- 高齢者虐待防止に関する研修の実施
- 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の設置

これは全サービス事業所が対象となります。

ちなみに研修の頻度については、**(地域密着型)特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院**が**年2回の実施**、それ以外の事業所は年1回の実施が求められています。

令和4年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」 に基づく対応状況等に関する調査結果

#### 【調査目的】

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(以下 「高齢者虐待防止法」という。)に基づき、令和4年度の高齢者虐待の対応状況 等を把握するため、調査を実施した。

#### 【調査対象】

全国1,741市町村(特別区を含む。)及び47都道府県。

#### 【令和4年度調査方法】

令和4年度中に新たに相談・通報があった事例や令和3年度中に相談・通報があったもののうち、令和4年度中に事実確認や対応を行った事例、市町村や都道府県における高齢者虐待対応に関する体制整備の実施状況等についてExcelファイルの調査票を上記自治体へ配布し、回答を得たもの。

「高齢者虐待防止法」では、高齢者が「養護者」や「養介護施設従事者等」から、不適切な行為や扱いによって権利・利益を侵害される状態,生命,健康,生活が損なわれるような状態におかれることを「高齢者虐待」と定義しています。

#### 虐待かどうかの判断に 迷ったら・・・

ご自身が高齢者本人の立場になって 考えたときに【耐え難い】と感じれば、 支援が必要な状況と言えます。

## 高齢者虐待の定義

1 高齢者とは:老人福祉法及び高齢者虐待防止法の定義に基づき65歳以上の者をいいます。ただし、65歳未満のものであって養介護施設に入所し、その他養介護施設を利用し、または要介護事業に係るサービスの提供を受ける障害者については、「高齢者」とみなして養介護施設従事者等による虐待に関する規定が適用されます。

2 養護者とは:**養護者**とは「高齢者を現に養護する者であって、**養介護施設従事者等以外のもの**(高齢者虐待防止法第2条 第2項)」とされており、現に高齢者の世話をしている家族・親族、同居人等が該当すると考えられますが、同居していなくても、現に身辺の世話をしている親族・知人等が養護者に該当する場合があります。

具体的な行為として、金銭の管理、食事や介護などの世話、自宅や自室の鍵の管理など、高齢者の生活に必要な行為を管理し、または提供していることが、"現に養護する"に該当すると考えられます。

なお、経済的虐待については、高齢者の親族であれば、養護者に該当しない者も、虐待の主体 となりますので留意が必要です。 **高齢者虐待防止法では65歳以上の高齢者全体の権利を守る 観点から、介護者ではなく養護者としています**。

#### 養護者による高齢者虐待

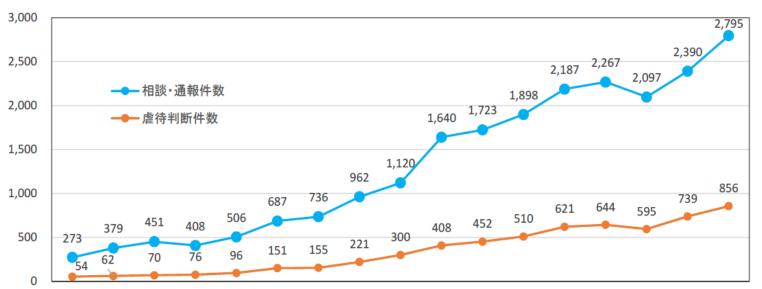
#### ①相談•通報者

相談・通報者40,678人のうち「警察」が13,834人(34.0%)で最も多く、次いで「介護支援専門員」が10,187人(25.0%)、「家族・親族」が3,035人(7.5%)であった。

※1件の事例に対し複数の者から相談・通報が寄せられるケースがあるため、相談・通報者数は相談・通報件数38,291件と一致しない。

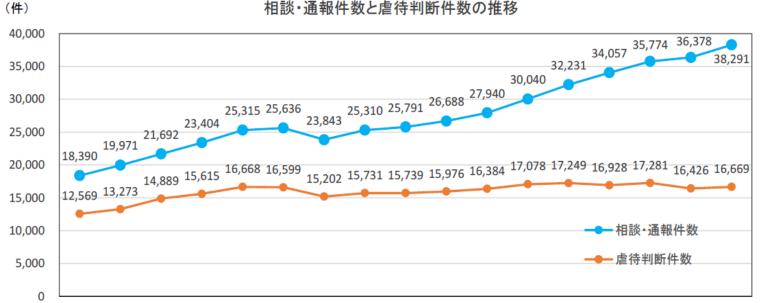
#### ②虐待の発生要因

被虐待者の「認知症の症状」が9,430件(56.6%)、虐待者の「介護疲れ・介護ストレス」が9,038件(54.2%)、「理解力の不足や低下」が7,983件(47.9%)、「知識や情報の不足」が7,949件(47.7%)、「精神状態が安定していない」が7,840件(47.0%)、「被虐待者との虐待発生までの人間関係」が7,748件(46.5%)であった。(複数回答)



18年度 19年度 20年度 21年度 22年度 23年度 24年度 25年度 26年度 27年度 28年度 29年度 30年度 R01年度R02年度R03年度R04年度

図2 養護者による高齢者虐待の 相談・通報件数と虐待判断件数の推移



18年度 19年度 20年度 21年度 22年度 23年度 24年度 25年度 26年度 27年度 28年度 29年度 30年度 R01年度R02年度R03年度R04年度

## 高齢者虐待の類型及び具体例

### ①身体的虐待

- ① 暴力的行為で、痛みを与えたり、身体にあざや外傷を与える行為
  - ・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。やけど、打撲をさせる。
  - ・刃物や器物で外傷を与える。 など
- ② 本人に向けられた危険な行為や身体に何らかの影響を与える行為
  - ・本人に向けて物を壊したり、投げつけたりする。
  - ・本人に向けて刃物を近づけたり、振り回したりする。 など
- ③ 本人の利益にならない強制による行為によって痛みを与えたり、代替方法があるにもかかわらず 高齢者を乱暴に取り扱う行為
  - ・医学的判断に基づかない痛みを伴うようなリハビリを強要する。
  - ・移動させるときに無理に引きずる。無理やり食事を口に入れる。 など
- ④ 本人の行動を制限したり、外部との接触を意図的、継続的に遮断する行 為
  - ・ベッドに縛り付ける。ベッドに柵を付ける。つなぎ服などを着せて自分で着脱できなくする。意図的に薬を過剰に服用させて動きを抑制する。
  - ・外から鍵をかけて閉じ込める。中から鍵をかけて長時間家の中に入れない。 など

#### ②介護・世話の 放棄・放任

- ①意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話を行って いる者が、その提供を放棄 又は放任し、高齢者の生活環境や、高齢者自 身の身体・精神的状態を悪化させていること
  - ・入浴しておらず異臭がする、髪や爪が伸び放題だったり、皮膚や衣服、寝 具が汚れている。
- ・水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって続いたり、脱水症状や栄養失調の状態にある。
  - ・室内にごみを放置する、冷暖房を使わせないなど、劣悪な住環境の中で生活させる。 など
- ②専門的診断や治療、ケアが必要にもかかわらず、高齢者が必要とする医療
  - ・介護保険サービスなどを、周囲が納得できる理由なく制限したり使 わせない、放置する
  - ・徘徊や病気の状態を放置する。
- ・虐待対応従事者が、医療機関への受診や処方通りの服薬、専門的ケアが必要と説明しているにもかかわらず、無視する。
  - ・本来は入院や治療が必要にもかかわらず、強引に病院や施設等から連れ帰る。 など
- ③同居人等による高齢者虐待と同様の行為を放置する
  - ・孫が高齢者に対して行う暴力や暴言行為を放置する。
  - ・孫が高齢者に無心して無理にお金を奪っているのを放置する。 など

#### ③心理的虐待

- ・脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的苦 痛を与えること
- ・排泄の失敗等を嘲笑、人前で話すなどにより高齢者に恥をかかせる。
- ・怒鳴る、ののしる、悪口を言う。・侮辱を込めて、子どものように扱う。
- ・高齢者が話しかけているのを意図的に無視する。
- ・排泄交換や片付けやすいという目的で、本人の尊厳を無視してトイレに行 けるのにおむつをあてた
- り、食事の全介助をする
- ・台所や洗濯機を使わせないなど、生活に必要な道具の使用を制限する。
- ・家族や親族、友人等との団らんから排除する。 など

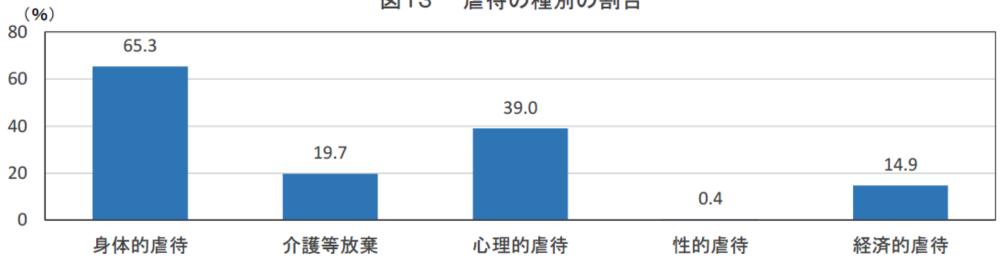
### 4性的虐待

- ・本人への性的な行為の強要又は性的羞恥心を催すあらゆる形態の行為
- ・排泄の失敗等に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する。
- ・介護しやすさを重視して下着のまま放置する。
- ・キス、性器への接触、セックスを強要する。
- ・人前で排泄行為をさせる、おむつ交換をする。 など

#### ⑤経済的虐待

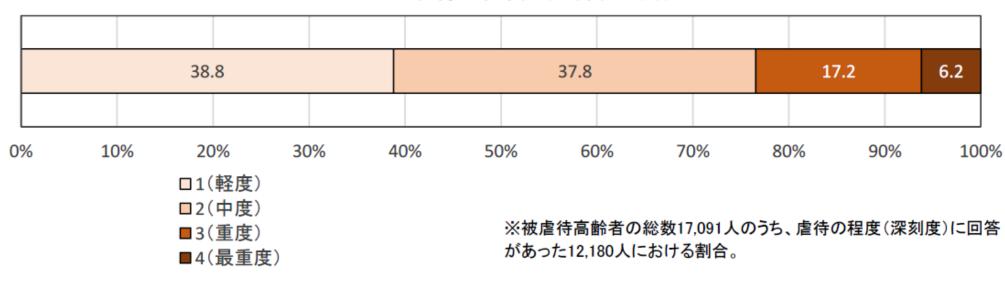
- ・本人の合意なしに、又は、判断能力の減退に乗じ、本人の金銭や財産を本人 以外のために消費する こと。あるいは、本人の生活に必要な金銭の使用や本 人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること
- ・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない
- ・本人の自宅等を本人に無断で売却する
- ・年金や預貯金を本人の意思・利益に反して使用する
- ・入院や受診、介護保険サービスなどに必要な費用を滞納する。
- ・世帯の生活が苦しいため、本人に必要な使用より、他の家族の使用を優先する。 など ※本人の合意の有無については、認知症などで金銭管理状況や使途について理解の上で同意する能力がない場合や、養護者または親族との関係性・従属性や従来の世帯の 状況から、異議を言えず半ば強要されている場合等がありますので、慎重な判断が必要です。 ※経済的虐待については、養護者に該当しない親族による場合であっても「養護者による虐待」として判断し対応します。

図13 虐待の種別の割合



※被虐待高齢者の総数17,091人において、被虐待高齢者ごとの虐待種別を複数回答形式で集計。

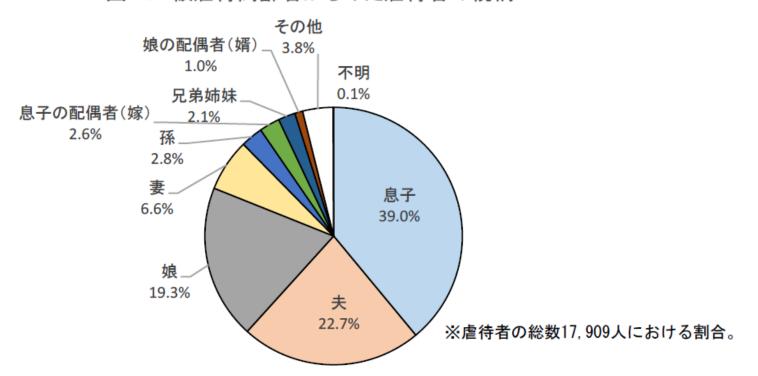
図14 虐待の程度(深刻度)の割合



#### (6) 虐待を行った養護者(虐待者)の状況

- 被虐待高齢者における虐待を行った養護者(虐待者)との同居・別居の状況については、「虐待者のみと同居」が9,020人(52.8%)で最も多く、「虐待者及び他家族と同居」の5,814人(34.0%)と合わせると14,834人(86.8%)の被虐待高齢者が虐待者と同居していた。【17P】
- 被虐待高齢者から見た虐待者の続柄は、「息子」が 6,982 人 (39.0%) で最も多く、 次いで「夫」4,070 人 (22.7%)、「娘」3,465 人 (19.3%) であった。図 23 【18P】

図23 被虐待高齢者からみた虐待者の続柄



○ 虐待者の年齢は、「50~59歳」が27.0%と最も多く、次いで70~79歳(「70~74歳」と「75~79歳」の合計)及び60~69歳(「60~64歳」と「65~69歳」の合計)が16.2%、「40~49歳」が14.4%の順であった。【18P】

#### (7) 虐待の事実が認められた事例への対応状況

- 虐待への対応については、「虐待者から分離を行った事例」が 4,801 人 (20.1%) の事例で行われた。そのうち、「契約による介護保険サービスの利用」が 1,637 人 (34.1%) で最も多く、次いで「医療機関への一時入院」が 836 人 (17.4%)、「やむを得ない事由等による措置」が 761 人 (15.9%)、「住まい・施設等の利用 (入院、一時保護等を除く。)」が 619 人 (12.9%) であった。【18~19P】
  - 一方、「被虐待高齢者と虐待を分離していない事例」では、「養護者に対する助言・ 指導」が7,299 人(57.7%)で最も多く、次いで「ケアプランの見直し」が3,342 人 (26.4%)であった。【19P】
- 権利擁護に関しては、成年後見制度の「利用開始済」が943人(うち令和4年度内に利用開始済が681人)、「利用手続き中」が671人であった。また、令和4年度内に成年後見制度を「利用開始済」もしくは「利用手続き中」であった1,352人のうち、市町村長申立の事例は950人(70.3%)であった。【19P】

#### 横浜市における高齢者虐待等の防止に向けた基本的視点

- (1) 高齢者自身の意思の尊重 高齢者自身の意思を尊重した対応を行うとともに、虐待を受けている高齢者の多くは、自由に意思表示ができる状況にない場合が多いため、安心して自由な意思表示ができるための丁寧な意思決定支援が必要です。
- (2) 高齢者の安全確保の優先、権利利益を守る迅速な対応 判断能力の有無にかかわらず、 高齢者本人の意に反して支援を行うことは人権尊重の観点から回避すべき です。しかし、生 命・身体に重大な影響を与える(可能性がある)と判断したときは、高齢者本人に対し分離 の必要性を粘り強く働きかけ、同意を得るよう努め、必要に応じて入院や施設入所等、高齢 者の安全確保 を最優先します。
- (3)組織的な対応 高齢者虐待の事例に対しては、担当者一人の判断で行うことを避け組織的な対応を行うことが必要です。 相談や通報、届出を受けた場合は、相談等の内容、状況からの緊急性を判断、高齢者(被虐待者)の安全や事実確認の方法、支援の方針などについて組織的に判断していく必要があります。 特に、緊急性の判断や高齢者(被虐待者)の安全の確保、事実確認のための調査や対応では、担当者や責任職一人への過度の負担を避け、また客観性を確保するなどの視点から、複数の職員で対応することを原則とします。

- (4)早期発見・対応 高齢者虐待への対応は、問題が深刻化する前に発見し、高齢者本人や養護者・その他の家族に対する支援を開始することが重要です。民生委員等との協力連携や、地域住民、高齢者本人への普及啓発などにより、虐待を未然に防いだり、仮に虐待が起きても早期に発見できる仕組みが大切になります。
- (5) 関係機関との協力・チーム対応 高齢者虐待の発生には、家庭内での様々な要因が影響しており、支援にあたっては様々な制度や知識が必要となります。発生から通報、事実確認、高齢者本人の生活の安定に向けた支援に至る各段階において、複数の関係者が連携を取りながら高齢者本人や養護者の生活を支援できる体制を構築し、チームとしての対応力を向上させて一体的に支援することが重要です。※ネットワークミーティングの開催ネットワークミーティングとは、区高齢・障害支援課が事務局となり、関係機関を交えて行う支援検討会議の事です。関係機関とは、行政以外の機関すべてを指します。虐待事例は区だけが関わるということはほとんどありません。例えば地域包括支援センター・ケアマネジャー・介護保険事業所・医療機関・警察・施設・民生委員・社会福祉協議会等々、それぞれの機関の役割と方針があります。必要に応じて随時開催し、情報共有分析、意見交換、支援方針決定、役割分担、緊急時の対応等について確認します。

- 6)養護者への支援虐待が起こると、虐待している養護者を加害者として捉えてしまいがちですが、介護疲れなど養護者自身が何らかの支援を必要としている場合も少なくありません。高齢者虐待の問題を高齢者や養護者のみの問題として捉えるのではなく、家庭全体の状況からその家庭の抱えている問題を理解し、支援を行うことが必要です。あらゆる手段を用いて養護者の負担軽減を図り、養護者自身が安定した生活を送ることができるよう支援します。
- 7)在宅における継続的な支援 高齢者に対する虐待の発生予防から、虐待を受けた高齢者が安定した生活を送れるようになるまで、継続 的な支援体制を構築することが必要です。 チーム支援を継続していても、高齢者の生命身体に重大な影響を及ぼさないまでも不適切な状態が続き、 支援の効果が表れにくいことがあります。一見無駄なように見えても根気強く支援を続けることは、不適切 な介護の状態を徐々に離脱していったり、虐待への発展を防ぐことにつながります。高齢者・養護者との信 頼関係を築き、切れ目ない支援を行っていきます。

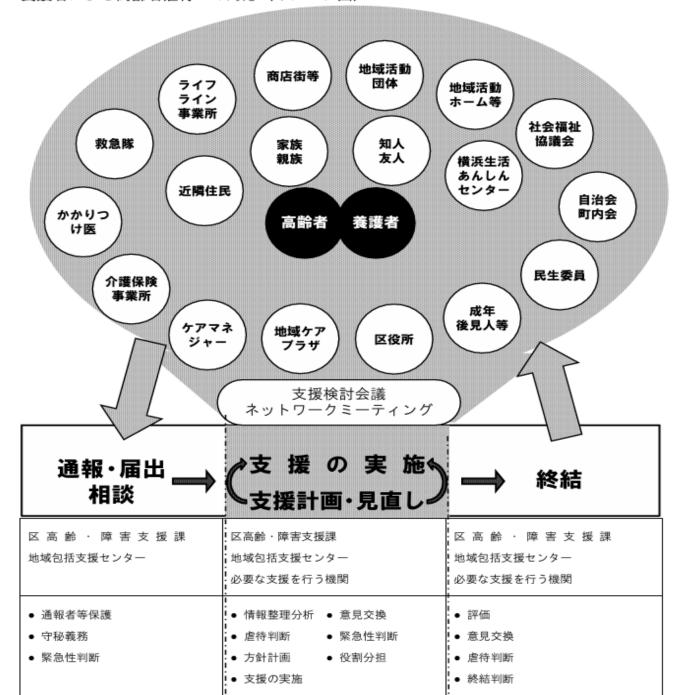
(8) 高齢者虐待を未然に防ぐためのアプローチ 高齢者虐待を未然に防止するためには、高齢者虐待防止について市民に啓発することや、認知症等に対する正しい理解、介護知識の周知などのほか、介護保険制度等の利用促進などによる養護者の負担軽減が欠かせません。 また、まだ介護を必要としない高齢者や、これから高齢者となる世代の市民に対して、どのような状態に あっても、だれもが最期まで人としての尊厳を全うしたいという願いがあることや、高齢者一人ひとりの生き方や考え方が尊重される社会を目指していくために高齢者の人権について啓発を行います。

#### 留意事項

- (1)通報者等の保護虐待対応を行うにあたり、虐待を受けている高齢者の情報を守ることだけでなく、 通報又は届出をした人を特定させるものを漏らさないよう対応します。
- (2) 虐待に対する自覚は問わない 高齢者や養護者の虐待に対する自覚の有無にかかわらず、客観的に高齢者の権利が侵害されていると確認できる場合には、虐待の疑いがあると考えて対応します。
- (3) 高齢者の安全確保を優先する 高齢者虐待に関する通報等の中には、高齢者の生命・身体に関わるような緊急的な事態もあると考えられます。高齢者本人の自己決定を尊重しながら、高齢者の安全確保を優先して対応します。
- (4) 関係機関と連携して対応する 複合的な問題を抱える事例に対しては、問題への対応機能を有した機関との連携が不可欠です。区連絡会 を活用し、関係機関との連携を深めることが重要です。

- (5) 適切な権限の行使 虐待によって生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる場合、高齢者虐待防止法 第9条において、高齢者を一時的に保護するため、市町村が適切に老人福祉法の規定による措置を講じ、又 は成年後見制度の審判請求をすることを規定しています。また同様に同法第11条において、立入調査とし て当該高齢者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができると規定しています。 養介護施設従事者等による虐待においては介護保険法や老人福祉法に基づく調査を行う場合もあります。
- (6) 虐待の有無と支援の要否について 虐待の判断に至らない場合でも、支援を要する状態であると判断した場合は、適切に対応を行います。
- (7) 記録を残す 虐待対応においては、支援の過程で得られた情報や事実、支援方針の決定の根拠を客観的に記録として残します。また記録には確認した日時や場所、担当者を明確に記載し、適宜組織的に共有を図ります。

#### 養護者による高齢者虐待への対応(イメージ図)



7	比区	<b>声辞者</b>	虐待リスク評価	Ele		<b>,</b>	# # 8	
	対	*	評価: 製送するものを ( ) 内は配送	状 気 ! / する 根拠: 確難() 伝輸× 信号: 自由記載	##	## ##	** *	
票		に虚符行為 ダメージが	骨折、火傷、打傷、緩緩、血緩 全身衰弱、非衛生的(吳島、7	、内出車、影水、栄養失調、哲栄養、 Srt)、神間や財産の処分				
	宗全年代	保護を希望	(		)			
	虚符者が虚符を予告		予告に担当する指言(何をす からしれない事)、凶器を使っ	るかわからない、厳してしまう った脅し				
	虚物行為の健康が高		朝旧の傷・あざ、入退廃の縁	り返し、皮質なる午金神取				
	意される		当事者が虚物を否認、虚物の	自覚がない、又は介入拒否				
	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		人格的本領內 書号(					
				<u>自立度( ) ※1</u>				
	①国変わりで自然的で 実施を持ちやすく者 まで思じこもりがち		精神変量や知的障害がある				関加症の場合 内配行的(有・無) 精神・知的障害 の場合を行政 毎与(有・無)	
		•	飲暖や時間などの依存問題					
		14分割しく						
1	製造物で		個人や財産に関らして女債化					
•		に放棄で他	虚物者に対する否定的確抗					
	多い	moccr	医療保管器社サービスなど				依存問題がある 場合専門家闘与	
	②不安や恐怖心が強い ③同りの評価が気に りそれがストレスと る性的	体の水準い	近隣との関係が特殊であり、					
				低所得、像金、由待者に経済位存			(有·無)	
		ストレスとな	住職員が実際(例) ゴミの数 迫られている	る。民意をで非確生、立ち遊びを				
	<b>健神者のリスク要因</b>	人格的な傾向 書号(	) 左配注1 <b>多保</b>					
		開切能がある	自立度( ) ※1					
2		精神状態が着しく不安定又は	は判断力が強しく低下			開始性の場合 四配打除(有・無)		
		精神変悪や知的障害がある						
		・ 能通や管理などの依存発量:	がある					
		日常生活自立宣が狂い(人1)				精神・知的障害		
		被虐待者に対する否定的感	情(嫌いなど)がある			の場合専門家 関与(有・無) 依存問題がある 場合専門家関与 (有・無)		
		医療保管を対していた。	する知識・技器の不足や器りがある	5				
		医療保護を持つしてスなどの						
			介護負担への対処に繋が多	る(例)心・身・経済の負担に窮する	<u> </u>			
				、佐济等、普金、被虚物者仁经清依	存			
			住職権が劣態(例)ゴミの能 迫られている	は、異典物で計算生、立ち避せを				
3	家族のリスク要因 (密査性含む)		学技術展が高いく原視、線が	らせ、脅しなど)又は悪かった				
			競技との関係が悪い、物質な	ど、健康から孤立している。			Ī	
			近隣との関係が悪い、危害な	ど、独立している				
			最に1つでもノがある	1・2・3の全ての事務に	10	2.30	ARTONIC.	
	相 定	寔	場合:量	各1つ以上/がある場合:直	1	以上ノがある場合:簡		
「自意大学表面、裏田泉ける意思作成の「京都新聞作りスク・アセスメント・シート)を表えたと、明治、日本京都新聞的出土センター部(唯人が改正の)と「中国								

■:区役所へ通報 →立入資金、区長中立て、接着等、行政的負わりが必要な事例

書:区や地域包括支援センターへ相談しネットワークで支援が必要な事例

置:日常銀箔でリスクの経過に努めた発生予能や早期発見したい事情(必要後、区や地域包括支援センターへ相談)

高齢者虐待の兆候を示すサイン例一覧
-------------------

	6417 / 1 > 11 36			
O 身体的虚符	□ 白曜行為、体の着すり、強しゃぶり、かみつきなどがみられる			
□ 体に不自然な像やアザがある	□ 温度の恐怖心、青えを示す			
□ 個やアザに対する影響のつじつまが合わない	□ 恐怖、苦痛、不美などを、いかにもオーバーに表現する			
□ 四夜状態が後々な響、アザがある	□ 価値即替(不能、過能、関節)などがある			
□ 薬、薬、薬皮などに物がある	□ 食骸不振、過食、把食などがみられる			
□ 養部や手のひら、青中などにやけどの論がある	□ 不自認な体重の地域がある			
□ わずかなことにおびえやすい(情報不安定)	○ 性的遺物			
□ (家にいたくない)、[けられる]などの新えがある	□ 四門や生殖器に両常(出血、傷、痛み、神みなど)がある			
□ 家族が強にいる時と、いない時では、	□ 紅門や生殖機についての影響や運動を進けたがる			
観査や表情がはったり違う	□ 鹿位や部庁が不自放であったり、困難なときがある			
□ 何かを聞かれて、答えるたびごとに、家族の観色をうかがう	□ 理由を明確にしないで、入着やトイレなどの			
□ 家族が悪社、保健、介護静脈の投当者に	介格电交替拒否する			
施設することをためらう	〇 経済的虐待			
	□ 「年金を取り上げられた」と据える			
□ 体に縛られた味や物味された整拠がある	□ 「競争連続がない」、「お金を辿られた」などと思う			
〇 世話の故事・故任	□ 介置サービスの利用料や生活費の支払いなどに落りがある			
□ 部屋、住居が極めて非衛生的、異臭を放っている	□ 必要と思われる受勢や介護サービスが、			
□ 部屋の中に衣飾やおむつなどが徹危している	象像の適由で受けられない			
□ 競しつげ、爪が伸び放置で汚れている	□ 衣食性にお金がかけられていない			
□ 下着や衣服が辿れ上り、汚れたりしたままとなっている	□ 身に覚えのない健全の改立人が訪れる			
□ 身体にかなりの異胞がする	□ 本人が他に現金を持たなくなる			
□ かなりの程度の接合や、じょくそうができている	□ 高価な所有物が知らない時になくなっている			
□ 申請から世話や介護に拒否的な発言がある	〇 養護者(介護者)からのサイン			
□ デイサービスなど利用後に「帰りたくない」などの	□ 実験がを介護している様子が私裏に見える			
言体がさかれる	□ 高部者に対して連貫に別議な口のさき方をする			
□ 外での食事のときに一気に食べたり、飲んだりする	□ 家族が存在、保健、介護関係の担当者と 接触することをためらう			
□ 食事を作ろうとしても、冷蔵者に材料が用意されていない				
□ 介護者が介護している様子が名乗だと乗じる	□ 高部者に対して、冷漠な国産や知識のさが見られる			
Ohik Millio eard)	□ 高齢者への質問に事論がすべて答えてしまう			
□ 単独がを人の始回を招き入れず、	□ 高齢者の世話や介養に対する設置的な発音をしばしばする			
不適切な介護方法にこだわる	□ 政策が高額者に基金をさせない			
□ 東鉄が客社、保管、介護時間の担当者と	□ 勤ねても両書者が歌たいない			
接触することをためらう	〇 地域からのサイン			
□ 健康に関心がなく、病状が明らかでも受験させない	□ 歳の中から、意味の想施り声や、高齢者の意味が降こえる			
□ 必要な終を飲んでいない、介助していない	□ 歌の中から、物を投げる音や、微が壊れる音がする			
□ 曜年、ガス、水道が止められたり、家賃を影論している	□ 天気が悪くても、南部者が風勢器、外にたたずんでいる			
□ かぎのかかった部屋に入れられている	□ 最前でも、隔戸が設定ったままになっている			
〇 心理的虚物	□ 申談と同居する両部省が、コンビニやスーパーで、 一人分のお弁当を検討に乗う			
□ 強い振力感、舞うつや、本さらめ、投げやりな感覚がみられる				
□ 意実別記して、よく泣いたり、涙ぐんだりする	□ 配金サービスなどで無けられた企事がとられていない			
	□ 道路にじっと曲り込んだり、特徴している			
1884人   中央計画的   作品等価格的上の5円   年初的別に存立つ12のサイン   (平成19年3月) よい 第12日前的主命的 H19月21				

## **虐待者="悪者"** というわけではありません

適切な介護の仕方や認 知症への対応がわから ないために、つい手を上 げてしまう。介護負担に 加え失業中で経済的に 困っている・・・など、高齢 者虐待の背景には様々



な要因があります。そのため、介護保険サービス 等の利用を通じて、被虐待者だけではなく、虐待 者を支援することも必要です。高齢者虐待は身近 に起こりうる問題です。だからこそ、皆が自分自 身の問題としてとらえ、虐待が起こらないよう、 地域全体で支えあっていくことが大切です。

- ●介護保険や福祉サービスの利用
- 成年後見制度の利用
- ●近隣の人とのつながりなど地域全体で見守り、支えていくことが重要